

# 葬儀のご案内

令和4年2月

防 府 市

# 目 次

◇ 一般的な葬儀（お通夜・告別式）の流れ	
1 臨終直後の対応	…… 1
2 決めなくてはいけないこと	…… 1
3 葬儀（お通夜・告別式）内容の決定	…… 2
4 死亡届（死体埋葬火葬許可証の取得）	…… 3
5 出棺	…… 4
6 火葬・収骨	…… 4
7 法要	…… 5
8 その他の葬儀等（家族葬・直葬）	…… 5
◇ 防府市斎場（悠久苑）における葬儀のご案内	
1 利用手続	…… 6
2 施設の利用についてお願い	…… 7
3 施設の利用料金と利用時間	…… 8
4 葬具の販売	…… 9
◇ 防府市規格葬儀のご案内	
1 利用できる方	…… 10
2 規格葬儀の料金	…… 11
3 規格葬儀の内容	…… 11
4 ご利用方法	…… 11
5 規格葬儀の取扱葬祭業者一覧	…… 11
6 留意事項	…… 11
◇ その他亡くなられたときの手続き	…… 12
◇ 福祉資金貸付制度のご案内	…… 14
◇ お問い合わせ先	…… 17

## ◇ 一般的な葬儀（お通夜・告別式）の流れ

### 1 臨終直後の対応

- ◆ 医師により「死亡診断書」が作成されます。
  - ・ 死亡診断書は退院手続きのときに受け取る場合が多いようです（生命保険等、あらかじめ必要な枚数を確認しておくとい良いでしょう。）。
  - ・ 故人が御自宅で加療中であったときは、主治医師へ連絡し、確認してもらうこととなります。
  - ・ 加療中でない急死などの場合には、110番に連絡し、警察医に確認してもらうこととなります。
 

なお、警察医による検視が行われた場合は、警察医から死体検案書（有料）が交付されます。
- ◆ 家族、親族、知人等関係者へ死亡の連絡をします。

### 2 決めなくてはいけないこと

遺族で相談され、早めに決めましょう。

決める項目	内 容
喪 主	喪主は、配偶者・長男・長女など、故人と最も縁が深い方がつとめるのが一般的です。
葬儀を行う場所	①葬祭業者（民間）の式場施設⇒直接葬祭業者に依頼します。 ②防府市斎場（悠久苑）の式場施設⇒市民課へ申込みます。 ア 祭壇は常設してありますが、葬祭業者の祭壇を希望される場合は葬祭業者へ連絡してください。 イ 祭壇及び葬具以外の葬祭業務（霊柩車・その他）は全て葬祭業者へ依頼してください。 ③自宅又は集会所 祭壇・葬具を含め、直接葬祭業者へ依頼してください。 ※ 葬祭業者への葬儀等の依頼は、直接喪主様側でお願いします。防府市及び防府市斎場では葬祭業者の紹介・斡旋は行っておりません。 ※ ②イ及び③の司会については、「ご遺族」、「地区の人」、「シルバー人材センター」等にご依頼される方法もあります。

ご遺体の搬送先	①納棺するまでの間、故人の御冥福を祈るため、ご遺体を安置す
---------	-------------------------------

	<p>る場所を確保してください。</p> <p>②霊柩車・寝台車を手配し、ご遺体を安置する場所へ搬送します。 ⇒直接葬祭業者に依頼してください。</p>
寺等への連絡	<p>菩提寺等へ連絡し、まずは枕経を依頼してください。</p> <p>宗派を告げ、葬祭業者に寺を紹介してもらうこともできます。</p>
遺影	<p>故人の人の柄が伝わるような写真、ピントがあった写真を選びます。葬祭業者や写真店に依頼すれば、背景や服装は画像処理してもらえます。</p>
その他	<p>予算をたてます。葬祭業者に依頼する場合は、見積りを取り、相談（葬儀の費用の目安）にのってもらいと良いでしょう。</p> <p>※ 十数万円から数百万円と幅が広いため、喪主の希望を明確に伝えてください。</p>

### 3 葬儀（お通夜・告別式）内容の決定

- ◆ 故人の意思や宗旨、会葬者数や会場などを考慮し、葬儀の内容を決定します。
- ◆ 葬儀の日時と会場は、宗教関係者や斎場、式場の都合などもありますので、よく相談して決定しましょう（法律で死亡後24時間以内は火葬できません。）。
- ◆ お通夜又は告別式が終了した後、受付担当者から、香典、香典帳、芳名帳、弔電、弔辞を受け取り、諸経費を精算します。
- ◆ 下記については、一般的な葬儀の流れに基づくものであり、故人の意思や宗旨、会葬者数や会場などの違いにより異なることがあります。

#### (1) お通夜・告別式の手配・確認

- ・遺影・生花・供養品・喪服等
- ・会葬礼状の印刷
- ・会葬御礼品（香典のお返し品）
- ・通夜の会食
- ・受付（要員・用具・記録簿）
- ・会場への交通手段

#### (2) お通夜・告別式の会場準備

- ・受付の準備、会葬御礼品のセット（会葬御礼品、会葬礼状は通夜の前に用意します。）
- ・弔電を整理し、奉読の順を決めます。
- ・席順や焼香順、弔辞者等を決めます。
- ・火葬場へ行く人を確認します（交通手段の確保）。
- ・菩提寺等へのお布施の用意をします。
- ・初七日法要の料理の確認をします（同日に行う場合）。

(3) お通夜（午後6時頃から始めることが一般的です。）

- |        |                |          |
|--------|----------------|----------|
| ①参列者着席 | ②導師入場          | ③読経      |
| ④導師焼香  | ⑤遺族・親族焼香       | ⑥一般参列者焼香 |
| ⑦導師退場  | ⑧閉式の辞（告別式の案内等） | ⑨通夜の会食   |
| ⑩夜とぎ   |                |          |

(4) 告別式

- |        |         |       |          |
|--------|---------|-------|----------|
| ①参列者着席 | ②導師入場   | ③開式の辞 | ④読経      |
| ⑤導師焼香  | ⑥弔辞弔電奉読 | ⑦遺族焼香 | ⑧一般参列者焼香 |
| ⑨喪主の挨拶 | ⑩導師退場   | ⑪閉式の辞 |          |

#### 4 死亡届（死体埋葬火葬許可証の取得）

届 出 場 所	次のいずれかの市区町村の戸籍事務担当窓口（市民課等。夜間は夜間受付窓口）へ届出して、死体埋葬火葬許可証の交付を受けてください。 ①死亡した場所 ②故人の本籍地 ③届出人の所在地
届 出 受 付 時 間	防府市における届出場所及び届出受付時間 ア 市民課窓口（平日の午前8時15分から午後5時まで） イ 宿直窓口（土・日曜日・祝日・年末年始及び夜間） ※ 他市区町村では、防府市と戸籍事務担当窓口における受付時間等が異なる場合があります。
届 出 期 間	死亡の事実を知った日を含めて7日以内
届 出 人	①同居の親族 ②同居していない親族 ③同居人 ④家主、地主、家屋管理人、土地管理人 ⑤公設所の長 ⑥後見人、保佐人、補助人、任意後見人、任意後見受任者
届出に必要なもの	①死亡届 ②死亡診断書（死体検案書）の原本
死体火葬許可証の交付	手続き後、死体火葬許可証が交付されます。 本市が交付する死体火葬許可証は、火葬後、埋葬許可証の代わりとなりますので、紛失・破損等しないようご注意ください。
そ の 他	届出人が⑥の場合は、届出人資格を証明する登記事項証明書又は裁判書の謄本が別途必要です。

## 5 出棺

- ◆ 親族は、故人との最後のお別れをして、近親者で棺を霊柩車に運びます。

### 防府市斎場（悠久苑）からの副葬品についてのお願い

納棺の時に下記の物については、遺骨を傷める恐れや、火葬時間が長引くことがあり、また、火葬炉の故障の原因となりますので、入れないようにご協力ください。

特に下記の①から⑥までに該当するものがお棺の中に入っていた場合には、斎場にてお棺から出していただく場合がありますので、ご了承ください。

また、最近、ご遺体内にあった医療器具（ペースメーカー等）の破裂により、火葬を行う職員がけがをする事故が起こっています。

やむをえず、ご遺体と一緒に医療器具（ペースメーカー等）を火葬される場合には、火葬前に斎場職員に申し出ていただくようお願いいたします。

- ① ガラス製品、瀬戸物、金属製品、陶器類
- ② 書籍、厚めの座布団、毛布
- ③ 危険物（スプレー、ライター等爆発物）
- ④ 医療器具（ペースメーカー、ギブス等）
- ⑤ 石油化学製品（ビニール、プラスチック等）
- ⑥ その他（ドライアイス、果物等）
- ⑦ 添え花（最小限度に止めてください。）

## 6 火葬・収骨

- ◆ 防府市斎場の火葬施設の利用料金は、お亡くなりになった方が防府市民であった場合は無料（胎盤その他を除く。）となっています。
- ◆ 斎場到着後、受付窓口で申請手続きをします（死体火葬許可証の提出）。
- ◆ 手続き後、告別室で最後のお別れをします。来場から収骨までの所要時間は約2時間です。
- ◆ 収骨（骨あげ）される方は係員の連絡があるまで、待合個室・待合ロビー等でお待ちください。
- ◆ 収骨後、火葬執行済み印が押印された死体火葬許可証を受け取り、遺骨を自宅等へ持ち帰ります。
- ◆ 火葬執行済み印が押印された死体火葬許可証は、納骨の際、必要となりますので大切に保管してください。  
納骨については、墓地（霊園、寺院）、納骨堂の管理者とご相談ください。

## 7 法要

- ◆ 遺骨、位牌、遺影を後飾り（仏壇）に安置し、遺骨法要を行います。

## 8 その他の葬儀等（家族葬・直葬）

近年、家族等の近親者のみで葬儀を執り行う家族葬や、葬儀を行わず直接火葬される方が増えてきており、葬儀等におけるニーズも多様化してきています。

防府市では、低所得者の方が簡素で低廉な葬儀を行うことができるよう防府市規格葬儀を行っています。葬儀の形式は、直葬（火葬式）となります。（詳しくは、10ページをご覧ください。）

## ◇ 防府市斎場（悠久苑）における葬儀のご案内

防府市斎場では、親族、友人等で葬儀等を執り行うことのほか、葬祭業者に依頼して葬儀等を執り行うこともできます。

なお、葬祭業者への葬儀等の依頼は、直接、喪主様側でお願いします。防府市及び防府市斎場では葬祭業者の紹介・斡旋は行っておりません。

### 1 利用手続

- ◆ 防府市斎場の施設の利用の申込は、市民課窓口（夜間及び祝・休日は宿直）で受け付けています。

なお、施設を利用される場合は、まず菩提寺等と相談の上、葬儀時間等を決められてお申し込みください。

- ◆ 市民課窓口での手続き終了後、斎場等利用許可書を発行します。

施設名	概要
①式場	<p>(1) 告別式（家族葬含む）、通夜を行う場合に利用できます。 ※通夜で利用される場合、責任者又は代理人は午後5時までに来場され、斎場職員の指示を受けてください。</p> <p>(2) 90人（ロビーを含めると150人）収容の式場です。</p> <p>(3) 式場を利用される場合は、祭壇及び葬儀に必要な佛具等を無料で貸し出しています。詳しくは斎場職員にご相談ください。</p> <p>(4) 下記については利用者で準備又は依頼してください。下線部分については、必要に応じて利用者で準備又は依頼してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 霊柩車（葬祭業者）</li> <li>・ <u>生花又は花輪（葬祭業者・花屋等）</u></li> <li>・ <u>葬儀の司会進行（葬祭業者・シルバー人材センター等）</u></li> <li>・ <u>祭壇の盛物等（葬祭業者・青果店等）</u></li> <li>・ <u>料理（葬祭業者・仕出し屋等）</u> ※防府市斎場での収骨後のお食事（精進落とし）はご遠慮願います。</li> <li>・ <u>ドライアイス（葬祭業者・山口市の2か所で販売）</u></li> <li>・ 導師（菩提寺又は同じ宗派の寺等）</li> <li>・ <u>遺影写真（葬祭業者・写真店）</u></li> <li>・ <u>香典返し（葬祭業者・進物店等）</u></li> <li>・ <u>礼状（葬祭業者・進物店・印刷業者等）</u></li> </ul>
②多目的室	<p>(1) 葬儀は行えませんが、家族でのお別れ、通夜、待合室等に利用できます（祭壇の設置はできません。）。</p> <p>(2) 多目的室を利用される場合には、家族とお別れ等を執り行うのに必要な佛具等を無料で貸し出しています。</p>



③告別室	告別室（3室）で、ご遺体との最後のお別れ（告別の儀式 約7分）をしていただきます。
④待合個室	待合個室（和室2室、洋室2室）は、火葬の待ち時間にご利用ください。
⑤火葬施設	ご遺体を炉前ホールへ移動し、棺が火葬炉（火葬炉7基）に入るのを見送っていただきます。
⑥収骨室	収骨室（2室）は、火葬が終わったご遺骨を、遺族の方が骨つぼに納めていただく所です。
⑦霊安室	(1) ご遺体の搬入は午前8時30分から午後5時までをお願いします。 (2) 安置に際しては納棺（ご遺体が棺（ひつぎ）に納まっている状態）が済んでいることが条件になります（午後5時以降の入室はできません。）。
⑧その他	(1) 場内には、飲料用の販売機を設置しています。 (2) お湯は準備してありますので、ご自由にお使いください。

※ 待合ロビーは火葬の待ち時間にご利用ください。待合ロビーの使用は自由ですが、他の会葬者とゆずりあってご利用ください。

## 2 施設の利用についてお願い

- ◆ 斎場等利用許可書は、斎場利用時に必ずお持ちになって、受付で斎場職員に提出してください。
- ◆ 火葬施設を利用する場合は、死体火葬許可証を必ずお持ちになって、斎場職員に提示してください。
- ◆ 斎場への来場時間は、厳守してください。

火葬時間（ご遺体の搬入）が遅れる場合は、出棺時に必ず斎場へ到着する時間が遅れることを連絡してください。また、葬儀が遅れている場合は、その時点で連絡するとともに、出棺時にはもう一度ご連絡ください。

防府市斎場 TEL 0835-21-4900

- ◆ 所定の場所以外へは立ち入らないでください。
- ◆ 斎場内は全室禁煙です。喫煙は、待合ロビーの喫煙コーナーをお願いします。
- ◆ 火葬中にお食事をされる場合は、利用者で準備してください。
- ◆ 式場・待合個室等の準備及び後片付けは、利用者で実施してください。
- ◆ 使用された備え付けの湯のみ等は、使用后、所定の場所へ整理整頓してお戻しく下さい。
- ◆ ごみは各自でお持ち帰りください。
- ◆ 斎場内では騒音等他人に迷惑をかける行為や、建物・設備を損傷する恐れがある行為はしないでください。
- ◆ その他斎場の管理運営に支障をきたす行為をしないでください。

- ◆ 副葬品の取り扱いにつきましては、4ページに記載している「防府市斎場（悠久苑）からの副葬品についてのお願い」をご覧ください。
- ◆ 斎場の係員への心付けは一切不要です。ご遺族の方々のご理解をお願いします。

### 3 施設の利用料金と利用時間

(単位：円)

	種 別	利用料金		利用時間
		市内	市外	
火葬施設	12歳以上	無料	35,000	9：00～ 18：00 (遺体の搬入は、 16：00まで)
	12歳未満	無料	25,000	
	死産児	無料	12,000	
	胎盤その他	1,500	3,000	

	種 別	利用料金		利用時間	
		市内	市外		
斎	待合個室	2時間	3,100	3,100	9：00～
		延長1時間	1,500	1,500	18：00
	多目的室	2時間	3,100	3,100	9：00～
		延長1時間	1,500	1,500	18：00
場	式 場	3時間	31,400	62,800	9：00～
		延長1時間	10,400	20,900	17：00
	通夜会場 (式場・多目的室)	17時～ 翌日9時	20,900	41,900	17：00～ 翌日9：00
	霊安室	24時間	3,100	6,200	搬入は8:30～17:00

#### 4 葬具の販売

◆ 斎場では、葬具の販売を行っています。葬具の購入を希望される方は、斎場事務所にお申し出ください。

◆ 販売する葬具及び料金

##### (1) 棺

大人棺	25,730円	(長さ) 1,950× (横幅) 580× (高さ) 480 cm
		(長さ) 1,810× (横幅) 530× (高さ) 450 cm
小人棺	9,940円	(長さ) 1,500× (横幅) 480× (高さ) 380 cm
		(長さ) 880× (横幅) 360× (高さ) 300 cm
		(長さ) 590× (横幅) 290× (高さ) 230 cm

##### (2) 骨壺

骨 壺	大	4,000円
	中	2,800円
	小	1,500円

##### (3) その他の葬具

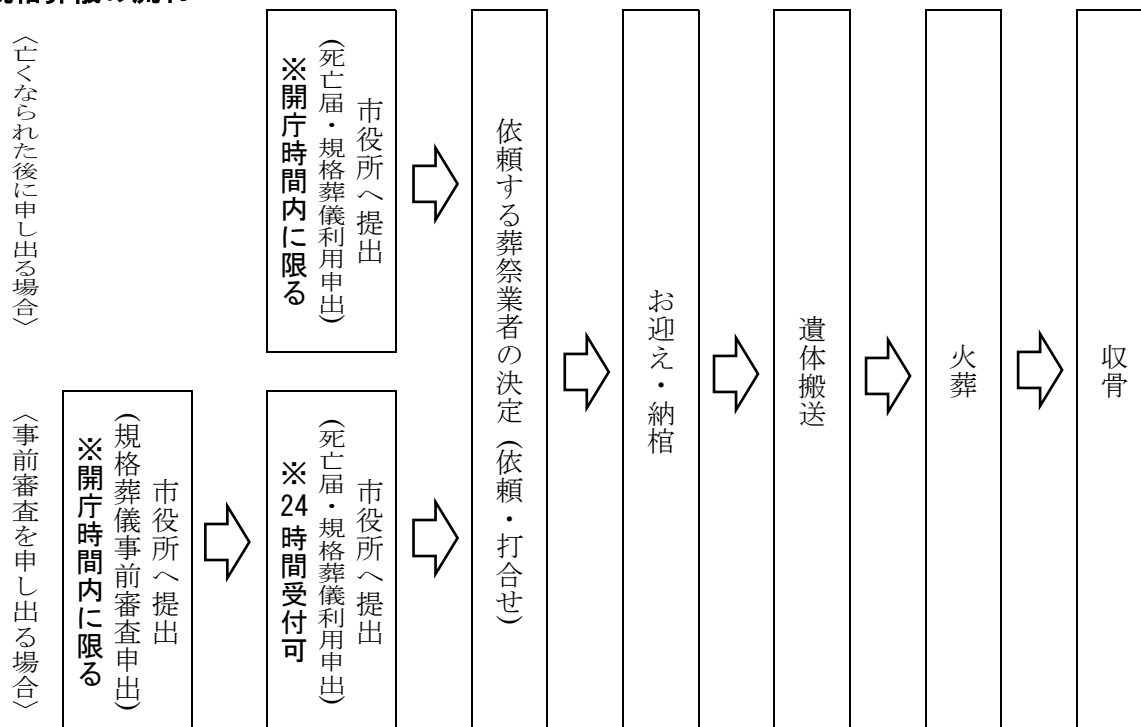
霊じ	1,290円	仏衣タビ付	1,290円
位牌 (上)	570円	露地盆一式	1,520円
位牌 (並)	510円	記録帳	550円

## ◇ 防府市規格葬儀のご案内

防府市では、生活保護世帯等の低所得者対策として、簡素で低廉な葬儀を行うことができるよう、市内の葬祭業者のご協力をいただき「防府市規格葬儀」を実施します。

この規格葬儀は、通夜・告別式などは行わず、病院や自宅などから直接本市の斎場にご遺体を運び、火葬を執り行うものです。

### ◆ 規格葬儀の流れ



※ 通夜・告別式を行うことはできません。

※ 病院等で亡くなられ、一旦自宅や葬祭業者会館などで遺体を安置される場合は、遺体搬送や安置に係る費用が追加で必要となります。

## 1 利用できる方

葬祭執行者または死亡者が防府市民で、葬祭執行者が、経済的な理由により規格葬儀を利用して、防府市斎場（悠久苑）で火葬を執り行う場合

利用する際の要件となる「低所得者」「経済的な理由」に該当するのは、主に以下に該当される場合です。

- ・生活保護を受給している。
- ・市町村民税が非課税
- ・国民健康保険料の軽減（軽減割合7割）を受けている。
- ・後期高齢者医療保険料の均等割額の軽減（軽減割合9割又は8.5割）を受けている。
- ・介護保険の負担限度額認定を受けている。
- ・生活困窮者自立支援制度に基づく支援を受けている。（自立相談支援、住居確保給付金等）
- ・生活福祉資金、小口福祉資金の貸し付けを受けている。（福祉資金、緊急小口資金、教育支援資金等）
- ・新型コロナウイルス感染症の影響による支援を受けている。  
（緊急小口資金又は総合支援資金のうち生活支援費の特例貸付）
- ・失業している。

※ 利用の要件に該当するかどうかは事前に審査を受けることができます。ご希望の場合は、本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等）と、上記要件に該当していることが確認できる書類等をご持参のうえ、開庁時間内（平日午前8時15分から午後5時まで）に市民課④番窓口までご来庁下さい。なお、事前審査申出書の有効期限は、受付日の翌日から起算して90日間です。

## 2 規格葬儀の料金 99,000円（消費税等を含む）

- ◆ 支払いは、原則として前払いとなります。遺体搬送までにお支払いください。
- ◆ 亡くなられた方が「国民健康保険」又は「後期高齢者医療保険」に加入されていた場合には、葬祭執行者に葬祭費（5万円）が支給されますので、その受領を葬祭業者へ委任し、残額のみを直接お支払いいただくことができます。

## 3 規格葬儀の内容

料金に含まれているもの	料金に含まれていないもの
○棺 枕・布団付き（納棺を含みます。） ○骨壺 箱・骨袋付き ○仏衣 足袋、白数珠付き ○遺体搬送 寝台車（10km以内） ○死亡届等の手続代行	○左記に記載した以外の葬具 位牌、骨壺（小）など ○ドライアイス ○遺体搬送（10km超過分及び2回目） ○霊安室を使用した場合の霊安室使用料 ○斎場の待合ロビー以外を使用する場合の使用料 ○火葬に係る火葬施設の使用料（死亡者が市民の場合は無料）

- ◆ 料金に含まれているもので、不要なものがあった場合及びサイズを変更した場合でも料金の変更はありません。
- ◆ 料金に含まれていない葬具や遺体搬送を追加する場合の料金・仕様は、葬祭業者ごとに異なります。

## 4 ご利用方法

- ◆ ご利用に当っては、市役所市民課（夜間・休日の場合は宿直）へ死亡届を提出される際に、併せて「防府市規格葬儀利用申出書」を提出してください。ただし、宿直に「防府市規格葬儀利用申出書」を提出される場合、事前審査をされていないものについては規格葬儀の申出を受け付けかねますので、あらかじめご了承ください。
- ◆ 依頼する葬祭業者を下記の防府市規格葬儀の取扱葬祭業者一覧からお選びいただき、直接お申し込みください。（申出時に交付される「防府市規格葬儀利用申出書」の写しを、依頼される葬祭業者へお渡しください。）

## 5 規格葬儀の取扱葬祭業者一覧（順不同）

葬祭業者名	電話番号
株式会社 こすもす	0835-27-1717
有限会社 オフィス創庵	0835-38-2239
株式会社 ベルコ	0835-23-4440
株式会社 コープ葬祭防府店	0835-22-0404
株式会社 ラッセリア	0833-45-3333

※ 規格葬儀の内容以外での葬儀を希望される場合は、葬祭業者に個別にご相談ください。（各葬祭業者の料金プランで実施することとなります。）

## 6 留意事項

- ◆ 内容や料金については葬祭業者から説明を受け、納得された上で依頼してください。
- ◆ 葬祭業者との打合せの中で追加等が必要となった場合には、必ず見積書を取ってください。



5	<p><b>●他の保険及び年金加入者又は年金受給者</b></p> <p>前記 2 から 4 以外の保険及び年金に加入しておられた方又は年金を受給しておられた方につきましては勤務先、又は保険及び年金の加入団体等へご相談ください。</p>	
---	--	--

以上のような手続きが市役所で必要になりますが、本市では、身近な方が亡くなられた後に必要な手続きを1か所で行える「おくやみコーナー」を設置し、市役所での手続きをお手伝いするサービスを行っています。詳しくは市ホームページをご覧ください。市民課のおくやみコーナー担当者までお問合せください。

◇ 福祉資金貸付制度のご案内（防府市社会福祉協議会取扱）

1 生活福祉資金

■福祉資金

低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対して、日常生活を送るうえで、又は自立生活に資するために一時的に必要な経費として貸付ける福祉資金の中の福祉費の一つである「冠婚葬祭に必要な経費」に対する資金です。

貸付限度額 (目安)	措置期間	償還期間	貸付利子	延滞利子
(50万円)	貸付日から 6か月以内	3年 (措置期間経過後)	○連帯保証人あり 無利子 ○連帯保証人なし 年1.5% (措置期間経過後)	最終償還期限が過ぎた場合は、残元金に対して年5%の延滞利子が加算されます。
貸付要件	原則として連帯保証人が1人必要			
貸付対象	○低所得世帯（おおむね市民税非課税程度） 資金の貸付にあわせて必要な援助や指導を受けることにより独立、自活できると認められる世帯であり、独立自活に必要な資金の融通を他から受けることが困難な世帯収入が一定基準内の世帯 ※ 他法・他制度（日本学生支援機構、母子寡婦福祉資金、その他公的資金の借入等）の利用ができる人の属する世帯や、すでに生活福祉資金等を借入れて、滞納している人の属する世帯及びその連帯保証人は貸付対象となりません。			
申込方法	(1) まず、防府市社会福祉協議会または地域の民生委員にご相談ください。 (2) 所定の申請用紙に関係書類を添え、民生委員、防府市社会福祉協議会を經由して山口県社会福祉協議会へ申し込むこととなります。 ※ 審査結果によっては、資金の貸付けができない場合があります。 ※ お申込から実際に資金を借り受けるまで時間がかかります。			
問い合わせ先	防府市社会福祉協議会 (Tel 0835-22-3907)			



## ■緊急小口資金

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の小額の費用を貸付ける資金です。

貸付けに際しては、原則として生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けるとともに実施主体及び関係機関から、貸付け後の継続的な支援を行うことに同意していることが必要となります。

貸付限度額	措置期間	償還期間	貸付利子	延滞利子
10万円以内	貸付日から2か月以内	据置期間経過後12か月以内	無利子	最終償還期限が過ぎた場合は、残元金に対して年5%の延滞利子が加算されます。
貸付要件	連帯保証人は不要			
貸付対象	<p>○低所得世帯（おおむね市民税非課税程度）</p> <p>資金の貸付にあわせて必要な援助や指導を受けることにより独立、自活できると認められる世帯であり、独立自活に必要な資金の融通を他から受けることが困難な世帯収入が一定基準内の世帯</p> <p>※ 他法・他制度（日本学生支援機構、母子寡婦福祉資金、その他公的資金の借入等）の利用ができる人の属する世帯や、すでに生活福祉資金等を借入れて、滞納している人の属する世帯及びその連帯保証人は貸付対象となりません。</p>			
申込方法	<p>(1) まず、防府市社会福祉協議会にご相談ください。</p> <p>(2) 所定の申請用紙に関係書類を添え、防府市社会福祉協議会を經由して山口県社会福祉協議会へ申し込むこととなります。</p> <p>※ 審査結果によっては、資金の貸付けができない場合があります。</p> <p>※ 貸付までには、多少日数を要します。</p>			
問い合わせ先	防府市社会福祉協議会（Tel 0835-22-3907）			

## 2 小口福祉資金

低所得世帯に対して、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の小額の費用に対する資金です。

貸付限度額 (目安)	措置期間	償還期間 (目安)	貸付利子
(5万円)	貸付日から2か月以内	(1年)	年3.0%
貸付要件	市内在住の連帯保証人を立てなければ借り入れできません。		
貸付対象	<p>資金の貸付にあわせて必要な援助や指導を受けることにより自立できると認められる世帯であり、自立に必要な資金の融通を他から受けることが困難な世帯収入が一定基準内の低所得世帯。</p> <p>ただし、他法・他制度（公的資金の借入等）の利用ができる人の属する世帯や、すでに生活福祉資金等を借入れて、滞納している人の属する世帯及びその連帯保証人は貸付対象となりません。</p>		
申込方法	<p>(1) まず、防府市社会福祉協議会または地域の民生委員にご相談ください。</p> <p>(2) 所定の申請用紙に関係書類を添え、防府市社会福祉協議会へ申し込みます。</p> <p>※ 審査結果によっては、資金の貸付けができない場合があります。</p> <p>※ 貸付までには、多少日数を要します。</p>		
問い合わせ先	防府市社会福祉協議会（Tel 0835-22-3907）		

◇ お問い合わせ先

**1 死亡届及び防府市斎場の施設の利用の申し込みに関すること**

名 称	電 話 番 号
防府市役所生活環境部市民課 市民係	0 8 3 5 - 2 5 - 2 1 0 9
防府市役所宿直窓口	0 8 3 5 - 2 3 - 2 1 1 1

**2 防府市斎場（悠久苑）**

名 称	電 話 番 号
防府市斎場（悠久苑） 大字高井1224番地の1	0 8 3 5 - 2 1 - 4 9 0 0

**3 おくやみコーナーに関すること**

名 称	電 話 番 号
防府市生活環境部市民課 おくやみコーナー	0 8 3 5 - 2 0 - 0 9 8 3

**4 世帯主変更の手続きに関すること**

名 称	電 話 番 号
防府市役所生活環境部市民課 市民係	0 8 3 5 - 2 5 - 2 1 0 9

**5 葬祭費の支給・資格等の手続きに関すること**

名 称	電 話 番 号
防府市生活環境部保険年金課 国保医療係	0 8 3 5 - 2 5 - 2 1 6 4
防府市生活環境部保険年金課 後期高齢者医療係	0 8 3 5 - 2 5 - 2 3 2 2

**6 介護保険料の手続きに関すること**

名 称	電 話 番 号
防府市役所健康福祉部高齢福祉課 介護認定係	0 8 3 5 - 2 5 - 2 3 6 7

## 7 防府市規格葬儀に関すること

名 称	電 話 番 号
防府市役所生活環境部市民課 市民係	0 8 3 5 - 2 5 - 2 1 0 9
防府市役所宿直窓口	0 8 3 5 - 2 3 - 2 1 1 1

## 8 冠婚葬祭に必要な経費の貸付制度

名 称	電 話 番 号
防府市社会福祉協議会	0 8 3 5 - 2 2 - 3 9 0 7

## 9 葬祭業者（順不同）

名 称	電 話 番 号
葬祭と仏壇のおおすみ（おおすみ会館）	0 8 3 5 - 6 8 - 0 5 0 0
株式会社 コープ葬祭防府店	0 8 3 5 - 2 2 - 0 4 0 4
株式会社 こすもす	0 8 3 5 - 2 7 - 1 7 1 7
有限会社 オフィス創庵	0 8 3 5 - 3 8 - 2 2 3 9
防府典礼会館	0 8 3 5 - 2 6 - 5 3 0 8
株式会社 ベルコ	0 8 3 5 - 2 3 - 4 4 4 0
株式会社 ラッセリア	0 8 3 3 - 4 5 - 3 3 3 3